

平成18年度
建設情報収集等管理調査
報告書

<チュニジア法令等>

2007年3月

財団法人 建設経済研究所

ま え が き

本報告書は、平成 18 年度に国土交通省総合政策局国際建設経済室より、財団法人建設経済研究所が委託を受けて実施した建設情報収集等管理調査の結果を取りまとめたものである。

今回の調査の目的は、経済連携協定等の交渉に備え、建設分野における情報収集の一環として、対象国の建設業及び政府調達制度等に関する法制度について調査するものである。

本調査に際しては国土交通省総合政策局国際建設経済室をはじめとして、現地日本大使館、領事館、現地で活躍される建設会社の皆様に多大なご支援、ご協力を賜った。報告書を取りまとめるにあたって、心から感謝の意を述べさせて頂きたい。

平成 19 年 3 月
財団法人 建設経済研究所

平成18年度 建設情報収集等管理調査報告書（チュニジア法令等）

目次

1. チュニジアの概況	1
(1) 歴史と概況	1
(2) 政治	3
(3) 経済	4
(4) 貿易	6
(5) 日本のODA（援助）	9
(6) 日本からの投資・進出企業	9
2. 外国投資及び事業登録について	13
(1) 出資比率	13
(2) 土地取得	13
(3) 外貨管理	13
(4) 投資・事務所設立関係機関	13
(5) 事業登録	14
(6) 建設業許可	14
(7) 徴税オフィス	14
(8) 関税	14
(9) 法人税	14
(10) 個人所得税	14
(11) 付加価値税（Value Added Tax）	15
(12) 地方税	15
(13) その他の税金	15
(14) フリー・トレード・ゾーン	15
(15) その他優遇規定	15
付属資料	16

1. チュニジアの概況

(1) 歴史と概況

チュニジアは北アフリカ、いわゆるマグレブ諸国（アルジェリア、モロッコ等）の一角を占める国である。西側にアルジェリア、東側にリビア、北側に地中海を挟んで、イタリア、フランス等が位置する。特に北東側に位置するイタリアのシシリー島までは、150キロ程度しか離れておらず、古代にはこの地理的特性を生かし、現在のシリア・レバノン地域が発祥の地とされているフェニキア人が地中海の海上交易に活躍し、紀元前814年頃に、現在のチュニジアの首都チュニスの郊外に植民都市カルタゴを建設した。アルファベットもフェニキア文字が由来と言われている。



都市国家カルタゴは、3度にわたるポエニ戦争でローマと戦い滅ぼされ（紀元前146年）、以降はローマ支配下の属州となった。ローマ帝国の支配下では重要な拠点とされて、カルタゴの地に大規模な植民都市が建設された。現在カルタゴの遺跡として残っているものはほとんどがローマ帝国時代のものである。

ローマ帝国が東西に分裂した後、この地域は西ローマ帝国の版図であったが、西ローマ帝国は段々と弱体化し、439年にヴァンダル人の侵入を受け、ヴァンダル王国が建国された。ヴァンダル王国も海運で栄えたが、543年ユスティニアヌス大帝時代の東ローマ帝国に滅ぼされた。東ローマ帝国はユスティニアヌス大帝時代には旧ローマ帝国の版図をほぼ回復し、この地域も東ローマ帝国の版図となった。

7世紀以降は、イスラム教徒（アラビア人）の侵入があり、この地域はイスラム教化された。この時代には、アッバース朝のカリフに臣従する形で、自治王朝がこの地域を治めた。

1574年、この地域はイスラム教国のオスマントルコ帝国の属州となった。1709年にはオスマン帝国に派遣されていた軍司令官が独立した統治を行なうフサイン朝が成立した。

露土戦争の結果起こった国際紛争解決のために、ドイツのビスマルクが主催したベルリン会議において、オスマントルコ帝国を含めた欧州列強国は、フランスに対し、この地域の宗主権を認めた。それにより同年フランスの侵攻があり、結果1881年にこの地域は、フランスの保護領となった。

チュニジアは、第二次大戦後の民族自決の気運により、1956年3月にフランスから独立した。



チュニジアは、北アフリカのイスラム教国ではあるが、地理的な特性もあり、西欧的な影響が強く、政治的にも、欧米諸国と緊密な関係を保ちであり、現実的な外交政策をとっている。政体は共和制であり、独立後の初代大統領ブルギバ大統領を1987年11月に2代目の現ベン・アリ大統領が引き継いで、近代化と西欧化を推進している

チュニジアは、面積164,154平方キロメートル（日本の約5分の2）、人口が1,017.5万人¹（2006年時点）で、2003年の国民総所得（GNI=Gross National Income）²は222億ドル、一人当たりのGNIは2,240ドル³であり、これは世界銀行基準では低所得国に分類される。経済成長率については、2003年5.6%、2004年6.0%、2005年5.0%⁴と高い成長率を記録している。2005年の一人当たりGNIは2,890ドルとなっている。チュニジアの通貨は、チュニジア・ディナール（DT）であり、1 DT=0.770ドル=0.620ユーロ=85.140円⁵である。

チュニジアは国土面積も狭く、陸続きで隣のアルジェリア・リビアほどには、石油・天然ガス等の炭化水素系のエネルギーに恵まれていない。主な産業は、農業（小麦・大麦・柑橘類・オリーブ）、鉱業（石油、燐鉱石、セメント）、工業（繊維、機械部品、電気部品、食品加工）であり、西欧化された社会という特性を生かしての観光業も盛んである。ベン・アリ大統領は、「北アフリカのシンガポール」を目指すとのこと。すなわち教育と人材育成に力を入れて、貿易上、西欧から中東アフリカ諸国への中継基地を目指したいとのことである。

なお、チュニジアの公用語はアラビア語であるが、フランス語も実質的に第2公用語的な存在であり、一般に通用している。

（2）政治

チュニジアでは、1881年からフランスによる統治が続いていた。1945年の第二次大戦終了後、民族自決の動きにあいまって反仏抵抗運動が高まった。1952年1月にはフランスにより、チュニジア民族運動は武力弾圧されたが、これが国際的なニュースとなり、反対にフランスに対する国際評価が低くなった。1955年から民族運動と反仏暴動が盛んに発生し、結果1956年3月20日にフランスから独立した。独立当初はオスマントルコ帝国時代の軍司令官を由来とする王制であったが、翌1957年に王制を廃止し、当時首相となっていた独立闘争のリーダーであったブルギバ氏が初代大統領となった。

チュニジアが植民地から独立国家になるまでは必ずしも平和裏の移行ではなかったが、国内には隣のアルジェリアのように仏系移民が多く入植しておらず、仏系移民がフランス

¹ 外務省 各国・地域情勢より、これ以降複数項目引用

² 国内総生産（GDP=Gross Domestic Product）に海外からの所得の純受取を加えたものである

³ 日本貿易振興機構 国・地域別情報

⁴ 2006年2月発行 国際協力銀行が財団法人海外投融资情報財団に委託した調査報告「チュニジア投資環境報告書」より、これ以降も複数項目引用

⁵ FIPA 作成「チュニジアに投資を未来に投資を」冊子による2005年期中平均レート

からの独立に対する反対勢力となったというような国内での分裂はなかった。アルジェリアでは、仏系移民を中心とする独立反対派も多く存在し、1954年から1962年にわたって、フランスとの戦争、同時に仏系移民との内戦があった歴史的な経緯があり、国民感情にいまだに反仏意識が感じられる。しかし、チュニジアではそのような反仏（西欧）意識はあまり感じられない。そのこともあり、チュニジアは独立後も伝統的に親欧米で穏健且つ現実的な外交政策をとり、アラブ・イスラム世界では穏健派の国である。文化的にも欧州の影響が強い面もあり、たとえば街中には、スカーフを着用している女性はめったに見られない。

初代ブルギバ大統領は独立闘争のリーダーであり、近代化を進める手腕も評価され、当初は国民的な人気も高く政治も安定していた。しかし長期政権の中で徐々に不満が高まり、1987年に無血クーデターが発生し、ブルギバ大統領は健康上の理由をもって引退し、ブルギバ大統領のもとで首相を務めていたベン・アリ氏が大統領に就任し、現在もその任にある。

ベン・アリ大統領は、前ブルギバ大統領の路線を引継ぎ、社会主義運動及びイスラム過激主義運動を抑えて、近代化・西欧化を推進し、相当程度民主化・自由化も推進し、1988年4月には、政党法定により野党の存在も認めることとなった。ベン・アリ大統領は高い国民的な人気のもと、政治的にも安定を維持してきたが、2002年4月、南部ジェルバ島において欧米人観光客を狙ったイスラム過激派による自爆テロが発生し19名が犠牲となった。それ以降は政府による徹底した取り締まりのため、今のところテロは発生していない。なお、ベン・アリ大統領は、2004年10月に4選（1期5年）を果たした。

（3）経済

2002年7月、年平均5.5%の成長、年平均7万6千の新規雇用創設、国民貯蓄をGDPの25.2%まで増加させ対外債務を抑制することを主要目標とする第10次経済社会開発5カ年計画（2002-2006年）を発表。引き続き世界経済への統合を目指した経済のレベルアップ、経済の自由化を図ると共に、金融システムの強化、税制改革、行政システムの整備、人材育成、失業率の低下、地方の振興をめざすものとなっている。

実際も、好調な輸出を背景に安定成長を実現しており、1990年以降の2004年までの平均経済成長率は4.8%である。2004年は、観光業および農業が好調で6.0%の実質成長を達成した。2005年は、輸出専門の製造業、特に、主力産業である繊維業での輸出の減速等があったが、農業・観光業などは好調であり、2005年は5.0%の実質成長を達成した。今後も経済は緩やかながら成長する見込みである⁶。

GDPの2006年推定数値は、408億ディナール、過去10年に於いて5%台の成長率を保持している。GDP構成比は製造業部門が21.1%、非製造業産業部門が12.2%、輸送・通信部

⁶ 2006年2月発行 国際協力銀行が財団法人海外投融資情報財団に委託した調査報告「チュニジア投資環境報告書」より、これ以降複数項目引用

門が9.7%、観光部門が7.1%、農水産業が13.5%、サービス部門が36.3%となっている。チュニジアの経済は、過去数年の干ばつや、2008年の市場自由化への課題に取り組みつつも、概して、近年の製造業部門への外資の進出の増加と観光産業、農業部門への優遇策などで良好な水準を保っていると言える。

(APIジャパンデスク http://www.tunisieindustrie.nat.tn/japan_desk/home.aspより抜粋)

(1) 主要経済指標の推移

主要経済指標の推移

	2003年	2004年	2005年	2006年
総GDP(百万DT)	32,170	35,192	37,663	40,826
GDP成長率(%)	7.5	9.4	7.0	8.4
個人所得(DT)	3132,6	3383,0	3545,0	3798,0
総輸出(百万DT)	10,342	12,054	13,607	15,316
総輸入(百万DT)	14,038	15,960	17,101	19,767
インフレ率(%)	2.7	3.6	2.0	n.a.

* 上記数値はAPIジャパンデスクより抜粋で、Ministry of Economic Development, National Statistics Instituteが出典とのことであり、GDP成長率については名目値と思われる。

(2) 建設市場の見込み

チュニジアの国際空港はチュニス（カルタゴ）国際空港であるが、それ以外に6つの国際空港（Tunis, Tabarka, Monastir, Sfax, Jerba, Tozeur, Gafsa）があり、28カ国から、80社程度の外資系航空会社が乗り入れている⁷。

現在、増加する旅客数に対応するために、Enfidha 空港（開港当初の旅客取り扱い能力は年間7百万人の予定、最終的には3千万人まで対応可能とする予定）建設が計画されているほか、Jerba 空港の拡張建設工事、Gabes に新空港建設などの基本計画がある。

空港のターミナルビル建設は、インフラとして存在する複雑な物流施設を含めての建設になることが多く付加価値が非常に高いので、この基本計画が推進され建設につながるとしたら、一般論としては、本邦建設会社にとっても魅力のあるプロジェクトと言う

⁷ 2006年2月発行 国際協力銀行が財団法人海外投融資情報財団に委託した調査報告「チュニジア投資環境報告書」より、これ以降道路の項目も含めて引用

ことが可能である。

チュニジアの道路総延長（アスファルト）は、**19,000km** で、高速道路総延長は**193km** である。車輛通行量および貿易量の増加に伴い、既存ネットワークの拡大が急務であり、新しいバイパスの建設が予定されており、チュニスから南には、**Msaken-Sfax** 方面へ、また西には、**Medjez El Bab** 経由 **Oued Zarga** まで、合計**170km** の高速道路建設の基本計画がある⁸。

しかし、高速道路はともかく、一般市内道路の路面についてはほとんどがアスファルトを薄めた乳剤安定処理路盤であり、コストも安い分、強度も低く、路面の状態はあまり整備されておらず、雨の日等ではそれにより事故も多数発生するようである。高速道路も必要であろうが、インフラの中のさらに基盤として、一般道路の質向上・メンテナンスがむしろ必要とされているとの印象を持った。

上記、インフラの建設市場の基本計画については、有望なものがあるが、実施計画までに落とし込めるものであるかについては不明である。しかし、他のマグレブの諸国とは違って、西欧化の度合いの高さの割には、石油大国ではないため、名目上の一人当たり**GDP**がそれほど高くないこともあり、日本からの公的援助が可能である。この公的援助による工事取得を目標として、本邦建設会社が活動する余地はある。

また、古代の遺跡や、恵まれた気候に加えて、西欧化が比較的進んだ社会であるので、欧州からの避暑地やリゾート地としても有望なものがあると思われる。加えて次項で述べるが、政府機関が、外国投資の促進を目的に、諸々の手続きを簡素化しており、建設業許可制度について存在しないことも合わせて、外国企業の投資が容易な国であることも間違いはない。しかし、あまり安易に本邦建設会社が活動を行なうべきものであるかについては、いささか疑問を感じる部分がある。この理由については、後の「日本からの投資・進出企業」の項で述べる。

（４）貿易

1995年7月、EUとの間に2008年までに自由貿易圏を設立する趣旨のパートナーシップ（連合）協定を締結、また地中海地域アラブ諸国（モロッコ、エジプト、ヨルダン）との間でも協定（通称：アガディール協定）を締結する等、経済の自由化を推進している。チュニジア経済は、欧州依存型の経済構造であるため、経済動向は欧州の景気に大きく左右される。

貿易収支は入超（赤字）が続いている。2005年の最大の貿易相手国は、輸出入ともにフランス、次いでイタリア、ドイツの順番である。フランス、イタリア、ドイツ3カ国を合計すると、それぞれ**67.6%**（輸出）、**52.2%**（輸入）を占める。品目別にみると、輸出は繊維（既製服、靴下など）が**37%**と最も大きく、次いで電線・ケーブル等の電気電子

⁸ 2006年2月発行 国際協力銀行が財団法人海外投融資情報財団に委託した調査報告「チュニジア投資環境報告書」から引用、及び設備住宅国土省による

部品。輸入は繊維（生地）が18.8%と最も大きく、次いで電気電子機械、機械・同部品などとなっている。

(1) 輸出入額の推移

総輸出入額の推移

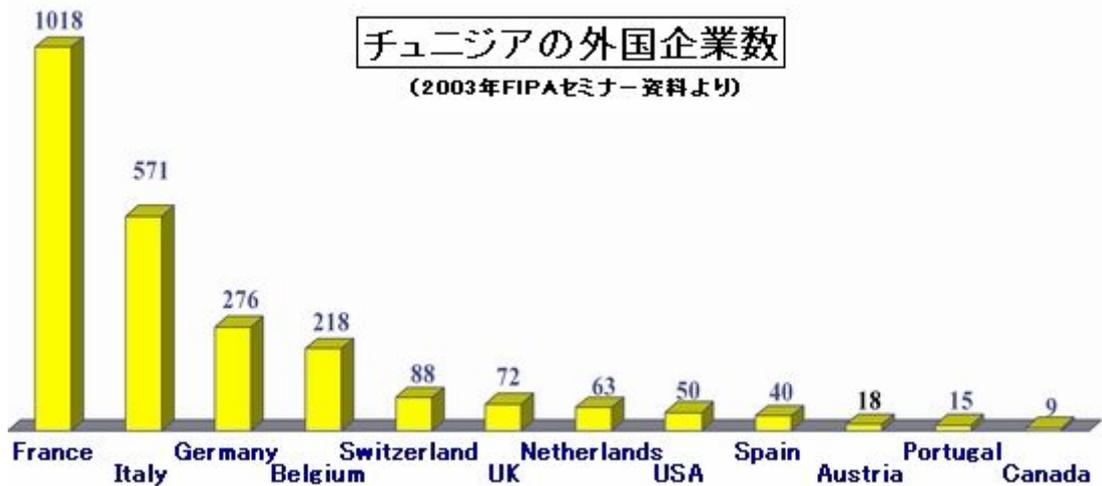
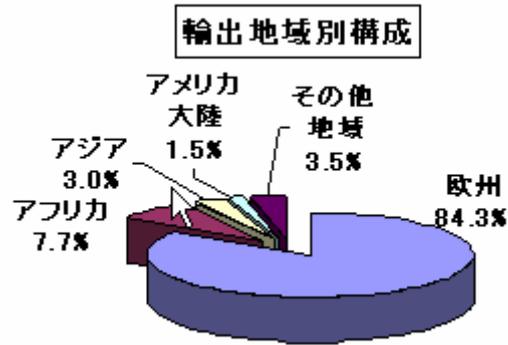
	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年
総輸出(百万DT)	3,760	4,697	5,173	5,372	6,148	6,518	6,967
総輸入(百万DT)	6,172	6,647	7,464	7,499	8,794	9,490	10,071
	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
	8,005	9,504	9,749	10,343	12,055	13,607	15,316
	11,738	13,697	13,511	14,039	15,960	17,102	19,766

(2) 輸出入の主要品目

輸出・輸入上位20品目と構成比(2005年)

輸出			輸入		
品目	金額 百万DT	構成比 %	品目	金額 百万DT	構成比 %
繊維生地	3197.2	23.5%	織物生地	1756.9	10.3%
原油	1416.2	10.4%	石油精留品	1570.9	9.2%
ニットウェア	807.4	5.9%	繊維製品	824.2	4.8%
電気ワイヤー・ケーブル	762.5	5.6%	鉄鋼	583.0	3.4%
オリーブオイル	476.7	3.5%	原油	561.3	3.3%
靴	384.2	2.8%	自動車	513.6	3.0%
精製品	341.1	2.5%	化学製品	432.6	2.5%
アンモニア燐酸	328.6	2.4%	プラスチック製品	408.5	2.4%
繊維	323.9	2.4%	プラスチック材料	407.4	2.4%
燐酸	282.9	2.1%	通信機材	348.9	2.0%
自動車用台車・同部品	254.1	1.9%	医薬製品	338.4	2.0%
肥料T.S.P	205.0	1.5%	レンズ、科学機材	310.3	1.8%
魚・いか・たこ類	202.4	1.5%	コンピュータ機材	285.6	1.7%
靴部材	185.4	1.4%	紙・カートン	275.9	1.6%
変圧器	166.9	1.2%	電線ケーブル	270.9	1.6%
プラスチック成型品	138.2	1.0%	トラック	255.2	1.5%
ナツメヤシの実(デーツ)	130.6	1.0%	台車、車体	251.0	1.5%
窯業製品	93.2	0.7%	植物油	244.9	1.4%
タイヤ	92.5	0.7%	革製品	231.4	1.4%
セメント	76.0	0.6%	糸	208.8	1.2%

(APIジャパンデスク http://www.tunisieindustrie.nat.tn/japan_desk/home.aspより抜粋)



(APIジャパンデスク http://www.tunisieindustrie.nat.tn/japan_desk/home.aspより抜粋)

上記図表のように、国別の進出企業数では、貿易額の順番と同じく、圧倒的に旧宗主国のフランスが多く、地理的に近いイタリアが2番目で、ドイツが3番目、その後も欧州の国が続く。

(3) 日本との貿易

(貿易額/品目:2005年)

輸出 234.9 億円:自動車、タイヤ、電気電子機器

輸入 24.5 億円:魚介類(クロマグロ)、パルプ、衣類

* 上記は外務省 各国・地域情勢より抜粋

1) 日本の対チュニジア輸出入総額の推移

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
輸出額(百万円)	13,375	9,595	6,868	6,359	7,297	11,236	9,571	9,900
輸入額(百万円)	2,333	2,448	2,882	2,853	3,600	6,352	6,852	8,466

* 上記はAPIジャパンデスクより抜粋で、出典は本邦財務省貿易統計となっている

* 当方にて財務省貿易統計で検索した2005年度(4~3月)輸出額は8,775,697千円、輸入額は7,690,871千円となっており、数値の違いは年度の把握のずれ等の理由が推測される

上記のように出典により数値が違っているが、大勢としては例年日本からの輸出額が輸入額を上回っており、輸出品目は自動車、電気電子機器、医療機器が多く、輸入品目は衣類、魚介類、パルプが多い。

(5) 日本のODA (援助)

- (1) 有償資金協力 1,884.23 億円(交換公文ベース)
- (2) 無償資金協力 36.24 億円(交換公文ベース)
- (3) 技術協力実績 184.64 億円(JICA 経費ベース)

(6) 日本からの投資・進出企業

(1) 投資及び進出企業

日本からの直接投資実績(フローベース)は、件数、額ともに非常に少なく、財務省統計ベース(1951年～2004年の累計)で、3件(鉄・非鉄、輸送機)、累計額3億6,600万円となっている。一方、累積融資額は1,074億円となっている。

(2006年2月発行 国際協力銀行が財団法人海外投融資情報財団に委託した調査報告「チュニジア投資環境報告書」より抜粋)

企業名	日本 出資企業	分野	資本金	外国企業 出資率	うち日本企業 出資率
PFPG	丸紅	発電	120	100%	100%
Japan Tabacco International Tunisia	JT	たばこ	12.8	100%	100%
CIE TNNE de Ressorts a Lames "Control"	日本発条	板バネ	19.2	43.5%	5.6%
Les Industries Mecaniques Maghrebines "IMM"	いすゞ自動車	車輛 (トラック)	36.6	13.7%	4%
Societe de Maintenance et Service "SOMAS"	ソニー	電気電子 (テレビ販売)	5.5	60%	20%
YKK Tunisia	YKK	繊維・衣類	0.5	100%	10%
Tomen Corporation Tunis S.A.R.I	トーマン	商社	0.5	100%	100%
Mitsubishi Corporation (Liaison Office)	三菱商事	商社	0.5	100%	100%
Itochu Tunisia	伊藤忠	商社	0.5	100%	100%

2003年には、マルハ・グループがチュニジアに合弁会社を設立し、クロマグロの養殖事業を開始した。同社は、マルハ・グループが49%を出資するスペインのクロマグロ養殖の合弁会社ヴィアンカとチュニジアの漁業会社が折半出資して、同国に合弁会社2社を新設したものである。

そのほか、2005年6月には、三菱自動車がチュニジア国内でのピックアップトラック

の組立、販売に関して現地企業と合意したことが発表された（チュニス発AP 電）。

また、2006年、富士通が地元の電子機器会社に出資したとのことである（設備住宅国土整備省による）。

建設会社では、大成建設と鹿島建設が、有償資金協力（円借款）による、首都チュニス郊外の潟にかけるラドラグレット橋架橋工事について、別工区でそれぞれ施工及びCMを行なっている。これについてはどちらも工事ベースの活動のため、現地法人は設置しておらず支店としての登録とのことである。

チュニジアは経済成長率も高く、イスラム教国でありながら、西欧化が進展しており、外国投資に対する法制度の整備もあり、一般論としては外国からの投資に適した側面も多い。しかし、前項まで述べたようにチュニジアと経済的に密接な関係がある国は、欧州、特に西欧地域であり、チュニジア自体の市場も小さいので、チュニジアに進出する企業があるならば、西欧市場へのアクセスとする目的で進出することが推測される。しかし、チュニジアの輸出品には、高付加価値のものは無く、わざわざ地理的に遠い日本から進出するだけのメリットには乏しいものがある。このような理由により、本邦製造業の進出数が非常に少ないのも仕方がないと思われる。

(2) 本邦建設会社が事業を行なうにあたっての問題点

チュニジアには前項まで述べたように、他のイスラム圏の諸国に比べて、外国投資が有利な点が多々あるが、本邦建設会社の市場としては、製造業よりもさらにむずかしい部分もあると思われる。以下そのむずかしい点について列記する。

1) 言語の問題

チュニジアでは、アラビア語が公用語であるが、実質的にフランス語が第二公用語的存在であり、契約等はフランス語で締結されることが多い。西欧化されていると言っても、現地で英語を話せる人はそれほど多くない。特に政府機関の中で英語を話せる人はごく少数であった。こういう状況の中では、本邦建設会社の外国語対応は基本的に英語であり、それに加えてフランス語、アラビア語ということであれば、現地関係者・労働者との日常的なコミュニケーションを取る上で問題が存在する。

2) 契約の問題

言語の問題に加えてであるが、本邦建設会社社員とチュニジア現地での契約に対する概念や、標準契約約款に大きな違いがある。日本では発注者・請負者双方の信頼関係に基づき工事を行ない、発注者と請負者に上下関係を想定するので、契約書

ではなく、発注者のその都度の要求になるべく誠実に対応しようとする。

チュニジアでは契約に基づき双方の責任分担を決めて、発注者がそれ以上を求めらば追加工事の支払い、請負者がたとえば契約で決められた工期を守らなければ、予定損害賠償金を支払わねばならない。また、一旦契約を結ぶと発注者と請負者双方が契約に規定されるので、関係は上下ではなく、契約の規定のもとで対等な関係となる。

3) 商慣習の問題

これは狭義では上記契約の問題が主となるが、広義では商慣習の問題としてクレームの問題がある。クレームとは、通常請負者側が発注者側に対して契約書の規定に従って追加・変更工事の支払いを要求するための行為である。通常クレームはその事象が発見されてから一定期間以内に発注者に通告しないと効力を失うことが契約に規定されている。ところが、日本では前述の上下関係の商慣習があるので、本邦建設会社社員の意識下では、発注者にクレームを出すことは失礼にあたるという気持ちが働き、契約に従った正当な権利を遺失してしまうケースが多い。

さらに根本的なところでは、発注者と契約を結ぶ時に、工期等でむずかしい部分が想定されても、先述の上下関係等の意識があり、交渉を行わず、突貫工事等で対応することも念頭に置き、発注者の言いなりにむずかしい工期に従い工事を開始してしまうことが多い。

4) 設計標準の問題

チュニジアでは、設計書の標準はフランス方式となっている。本邦建設会社の海外工事としては、主にアメリカ標準や英国標準の地域が多い。設計標準が違っていると設計図を見て、さらにそこから参照すべき図書を検索し、それを理解する必要が出てくるが、言語の問題も合わせ、この作業に多大な時間を要する。

5) 社会構造の問題

チュニジアは、独立後、政府サイド＝上からの近代化で発展してきた国である。チュニジア政府は外国投資の誘致のための法制度を整え、政府機関の職員も英語使用の問題以外は比較的質が高いもようである。しかし本邦建設会社は施工を行なうと言っても、実際の業務としては施工管理業が主であり、下請業者に依存する割合が非常に高い。政府機関職員のレベルと比較すると、裾野産業（民間業者）のレベルはまだそれほど高くはない。従って当初むずかしい工期で契約を締結し、施工を行なう中で、下請業者と協力し、一体になってそれを取り戻すというのはむずかしいと思われる。

6) 結論

現地で政府関係者と面談した際に得た印象としては、ODA等の貢献のこともあり、日本からの投資に対する期待は大きい。次項で述べるように、事業設立手続きも簡素化されており、需要がある限りにおいては、本邦建設会社の事業活動についても一考の価値はある国と判断する。しかし、実行にあたっては、サプライチェーン等の観点から慎重に検討すべきである。

2. 外国投資及び事業登録について

外国からの投資に関しては、1993年12月に制定された「投資誘致法」(Law number 93-120 of December 27, 1993 promulgating the Investment Incentives Code) に規定されている⁹。

(1) 出資比率

投資法は、鉱業、エネルギー、金融、国内商取引を除くすべての産業分野をカバーしている。同法によると、外資は事前の許可無しに資本の100%までを保有することが可能である(適用除外あり¹⁰)。

(2) 土地取得

2005年6月以前には、外国人の土地購入に対して、県知事による事前許可が義務付けられていたが、現在は農業用の土地以外の購入には事前許可は必要が無い¹¹。

(3) 外貨管理

チュニジアの外貨は、チュニジアンディナールであり、兌換及び、以下の取引についての制限は一切無い。

- (1) 資本所得に関わる送金(利益、配当金、利子等)
- (2) 商業取引に関わる送金
- (3) 生産取引に関わる送金
- (4) 資本の売却・清算により発生する収益に関わる送金

(4) 投資・事務所設立関係機関

(1) 投資促進庁(FIPA)

開発・国際協力省(Ministry of Development and International Cooperation)傘下に、投資促進庁(Foreign Investment Promotion Agency=FIPA)が存在し、海外からの投資を誘致している。FIPAのWEBは<http://www.investintunisia.tn/> であり、日本語でも基本的な部分について紹介がされている。

(2) 工業振興庁(API)

実際の手続きについては、産業・エネルギー・中小企業省(Ministry of Industry, Energy and Small and Middle Enterprises)傘下の、工業振興庁(Industry Promotion Agency=API)が、各行政機関の出先窓口をAPIオフィス内に集中設置し、以下述べる(5)～(8)

⁹ 旧国際協力・外国投資省(Ministry of International Cooperation and Foreign Investment)作成「投資インセンティブ法と実施法令」(Investment Incentives Code and Implementation Decrees) 2000年3月

¹⁰ サービス業で輸出専業ではない場合、外資比率が50%を超える場合は事前許可必要

¹¹ 農業用の土地については、リースは可能であるが、取得は認められない

等のワンストップサービスが可能である。また、原則的にオンライン登録も可能である。APIのWEBは <http://www.tunisieindustrie.nat.tn/en/home.asp> であり、日本語（Japan Desk）サイトも存在する。

（５）事業登録

事業登録については、上記の特殊な例外以外は、外国法人に対しての差別待遇は存在せず、また、外国法人が現地法人を作る場合も支店を作る場合も基本的な事業手続きは同じであり、APIオフィスにて設立申告書を提出する。事業登録は1) 分野毎、2) 企業規模に応じた登録となる。企業規模は資本金に応じて5段階設定されている。現地法人ではなく支店の場合は、契約（プロジェクト）の規模に応じた段階となる。従って、建設会社が支店を作る場合は、個別の工事契約に応じて個別の登録を取得することになる。

その他事業登録に必要な主な手続きは、代表者のサイン証明（市庁）、外国人職員の労働許可（労働省雇用オフィス）であるが、これらもAPIオフィスでのワンストップサービスが可能である。

（６）建設業許可

建設業許可（Construction License）についての制度はない。

（７）徴税オフィス

納税者番号（Tax Identification Number）を取得する。

（８）関税

関税番号（Custom Identification Number）を取得する。

最高税率は43%であるが、免除品、軽減税率品もある。

（９）法人税

課税所得（利益）の35%¹²。

（10）個人所得税

累進課税であり、最高税額は35%。詳しくはAPIのWEBサイト参照。

チュニジアと日本との間ではまだ租税条約は締結されていないが、いわゆる183日ルール¹³は適用されているとのことである。

¹² 軽減税率・免除品もあるが建設業に関連するものではない。詳しくはAPIのWEBサイト参照。支店の場合は、支店の利益のみに課税され、会社グループの全世界の利益から課税額を計算する制度ではない。

¹³ 二国間を行き来する者がどちらの国に主居住地域（納税義務）を有するかを、年間の半分以上滞在した国で判定する方法

(11) 付加価値税 (Value Added Tax)

通常は18%。詳しくはAPIのWEBサイト参照。

(12) 地方税

総取引高 (VATを含む) の0.2%。詳しくはAPIのWEBサイト参照。

(13) その他の税金

金額的に大きくはないがその他の税金も存在する。詳しくはAPIのWEBサイト等参照。

(14) フリー・トレード・ゾーン

1992年8月に制定された「自由貿易区法」(Free Trade Act=FTA) に基づき、現在2つのフリー・トレード・ゾーンが存在する。当該区内に存在する会社については、諸々の減税・免税制度がある。詳しくはAPIのWEBサイト参照。

(15) その他優遇規定

投資誘致法は、外国からの投資に対して、上記のフリー・トレード・ゾーン以外にも、輸出専門の会社の国内でのどこにでも設立できる保税工場内をオフショア・ステイタスと位置づけ、フリー・トレード・ゾーン内と同一の減税・免税制度が適用される。詳しくはAPIのWEBサイト参照。